

議案第 34 号

ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 2 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例

ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年
条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改め
る。

別表第1中3の項を5の項とし、2の項の次に次のように加える。

3 市長	ひたちなか市障害者手帳交付申請用診断書料助成要綱（平成28年 告示第40号）による助成金の交付等に関する事務であって規則で 定めるもの
4 市長	ひたちなか市緊急保育サービス事業実施要綱（平成6年告示第26 号）による緊急保育サービス事業の実施に関する事務であって規則 で定めるもの

別表第2の16の項中

「

子ども・子育て支援法（平成24年法 律第65号）による子どものための 教育・保育給付若しくは子育てのた めの施設等利用給付の支給又は地域 子ども・子育て支援事業の実施に関 する事務であって規則で定めるもの	生活困窮外国人生活保護関係情報で あって規則で定めるもの
---	---------------------------------

」を

「

子ども・子育て支援法（平成24年法 律第65号）による子どものための 教育・保育給付若しくは子育てのた めの施設等利用給付の支給又は地域 子ども・子育て支援事業の実施に関 する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定め るもの
	生活保護関係情報であって規則で定 めるもの
	生活困窮外国人生活保護関係情報で あって規則で定めるもの

」に

改め、同項を同表 1 8 の項とし、同表 1 5 の項中

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
---	-----------------------------

」を

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

」に

改め、同項を同表 1 7 の項とし、同表中 1 4 の項を 1 6 の項とし、1 3 の項を 1 5 の項とし、同表 1 2 の項中「保健事業」を「同法第 1 2 5 条第 1 項の高齢者保健事業若しくは同条第 5 項の事業」に改め、同項を同表 1 4 の項とし、同表 1 1 の項中「養育医療の給付」を「保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付」に、「又は費用の徴収」を「、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施」に改め、同項を同表 1 3 の項とし、同表中 1 0 の項を 1 2 の項とし、9 の項を 1 1 の項とし、8 の項を 1 0 の項とし、同表 7 の項中「公営住宅」の次に「(同法第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。)」を加え、同項を同表 9 の項とし、同表中 6 の項を 8 の項とし、同表 5 の項中「の支給」を「若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施」に改め、同項を同表 7 の項とし、同表中 4 の項を 6 の項とし、3 の項を 5 の項とし、2 の項の次に次のように加える。

3 市長	ひたちなか市障害者手帳交付申請用診断書料助成要綱による助成金の交付等に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
------	--	---------------------

4 市長	ひたちなか市緊急保育サービス事業実施要綱による緊急保育サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第5条第1項の改正規定並びに別表第2の改正規定（同表12の項中「保健事業」を「同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業」に改める部分、同表11の項中「養育医療の給付」を「保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付」に、「又は費用の徴収」を「、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施」に改める部分、同表7の項中「公営住宅」の次に「（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）」を加える部分及び同表5の項中「の支給」を「若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

旧	新	備考																				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 番号法第19条第10号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="147 823 1059 1430"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例（平成6年条例第72号）による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>2 市長</td> <td>生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>3 教育委員会</td> <td>ひたちなか市就学援助費交付規則（平成6年教委規則第14号）による就学援助費の交付等に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 市長	ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例（平成6年条例第72号）による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの	3 教育委員会	ひたちなか市就学援助費交付規則（平成6年教委規則第14号）による就学援助費の交付等に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 番号法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1111 823 2022 1430"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例（平成6年条例第72号）による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>2 市長</td> <td>生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>3 市長</td> <td>ひたちなか市障害者手帳交付申請用診断書料助成要綱（平成28年告示第40号）による助成金の交付等に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>4 市長</td> <td>ひたちなか市緊急保育サービス事業実施要綱（平成6年告示第26号）による緊急保育サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>5 教育委員会</td> <td>ひたちなか市就学援助費交付規則（平成6年教委規則第14号）による就学援助費の交付等に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 市長	ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例（平成6年条例第72号）による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	ひたちなか市障害者手帳交付申請用診断書料助成要綱（平成28年告示第40号）による助成金の交付等に関する事務であって規則で定めるもの	4 市長	ひたちなか市緊急保育サービス事業実施要綱（平成6年告示第26号）による緊急保育サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	5 教育委員会	ひたちなか市就学援助費交付規則（平成6年教委規則第14号）による就学援助費の交付等に関する事務であって規則で定めるもの	
機関	事務																					
1 市長	ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例（平成6年条例第72号）による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの																					
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの																					
3 教育委員会	ひたちなか市就学援助費交付規則（平成6年教委規則第14号）による就学援助費の交付等に関する事務であって規則で定めるもの																					
機関	事務																					
1 市長	ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例（平成6年条例第72号）による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの																					
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの																					
3 市長	ひたちなか市障害者手帳交付申請用診断書料助成要綱（平成28年告示第40号）による助成金の交付等に関する事務であって規則で定めるもの																					
4 市長	ひたちなか市緊急保育サービス事業実施要綱（平成6年告示第26号）による緊急保育サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの																					
5 教育委員会	ひたちなか市就学援助費交付規則（平成6年教委規則第14号）による就学援助費の交付等に関する事務であって規則で定めるもの																					

旧			新			備考
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）			
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報	
1 市長	ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの	略	1 市長	ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの	略	
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの	略	2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの	略	
			3 市長	ひたちなか市障害者手帳交付申請用診断書料助成要綱による助成金の交付等に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	
			4 市長	ひたちなか市緊急保育サービス事業実施要綱による緊急保育サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
3 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費，特例障害児通所給付費，高額障害児通所給付費，肢体不自由児通所医療費，障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給，障害福祉サービスの提供，保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略	5 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費，特例障害児通所給付費，高額障害児通所給付費，肢体不自由児通所医療費，障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給，障害福祉サービスの提供，保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略	
4 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス，障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略	6 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス，障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略	

旧			新			備考		
5	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略	7	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略	
6	市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	略	8	市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	略	
7	市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	略	9	市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	略	
8	市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略	10	市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略	
9	市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略	11	市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略	
10	市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略	12	市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略	
11	市長	母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略	13	市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略	

旧			新			備考		
12	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給，保険料の徴収又は <u>保健事業の実施に関する事務</u> であって規則で定めるもの	略	14	市長		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給，保険料の徴収又は <u>同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務</u> であって規則で定めるもの	略
13	市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略	15	市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略	
14	市長	介護保険法による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略	16	市長	介護保険法による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略	
15	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	17	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
16	市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	18	市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	